

## 「NPO法人会計基準」の一部改正について

2011年11月20日  
NPO法人会計基準協議会

## 1. 目的

本会計基準は、NPO法人会計基準協議会が2010年7月20日に発表した「NPO法人会計基準」を、特定非営利活動促進法の改正法（2012年4月1日施行）に対応するため、一部改正することを目的とする。

## 2. 会計基準

NPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会2010年7月20日）を、以下の新旧対照表のように改正する。

改正後	改正前
NPO法人会計基準注解	
リース取引 <u>15. リース取引については、事実上物件の売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理する。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができる。</u>	リース取引 15. リース取引については、原則として賃貸借取引として処理をする。ただし、リース取引が事実上物件の売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理することができる。
様式	
様式1——活動計算書  <del>（注）特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。</del>	様式1——活動計算書  （注）特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。
様式3——財務諸表の注記  1. 重要な会計方針 財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（201	様式3——財務諸表の注記  1. 重要な会計方針 財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（20

<p>1年11月20日 NPO法人会計基準協議会) によっています。<del>同基準では、特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。</del></p>	<p>10年7月20日 NPO法人会計基準協議会) によっています。同基準では、特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。</p>																																								
<p>様式3——財務諸表の注記</p> <p>6. 使途等が制約された寄付等の内訳</p> <p>【表の中の上部の項目について】</p> <table border="1" data-bbox="119 719 794 916"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>期首 残高</th> <th>当期 増加 額</th> <th>当期 減少 額</th> <th>期末 残高</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	期首 残高	当期 増加 額	当期 減少 額	期末 残高	備考							<p>様式3——財務諸表の注記</p> <p>6. 使途等が制約された寄付等の内訳</p> <p>【表の中の上部の項目について】</p> <table border="1" data-bbox="820 719 1479 916"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>前期 繰越 額</th> <th>当期 受入 額</th> <th>当期 減少 額</th> <th>次期 繰越 額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	前期 繰越 額	当期 受入 額	当期 減少 額	次期 繰越 額	備考																						
内容	期首 残高	当期 増加 額	当期 減少 額	期末 残高	備考																																				
内容	前期 繰越 額	当期 受入 額	当期 減少 額	次期 繰越 額	備考																																				
<p>様式4——その他の事業がある場合の活動計算書</p> <p><del>（注）特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。</del></p>	<p>様式4——その他の事業がある場合の活動計算書</p> <p>（注）特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。</p>																																								
<p>様式4——その他の事業がある場合の活動計算書</p> <table border="1" data-bbox="119 1386 794 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特活</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経理区分振替額</td> <td>×××</td> <td>△×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>当期正味財産増減額</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>前期繰越正味財産額</td> <td colspan="2"></td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>次期繰越正味財産額</td> <td colspan="2"></td> <td>×××</td> </tr> </tbody> </table>		特活	その他	合計	経理区分振替額	×××	△×××	×××	当期正味財産増減額	×××	×××	×××	前期繰越正味財産額			×××	次期繰越正味財産額			×××	<p>様式4——その他の事業がある場合の活動計算書</p> <table border="1" data-bbox="820 1386 1479 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特活</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経理区分振替額</td> <td>×××</td> <td>△×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>当期正味財産増減額</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>前期繰越正味財産額</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>次期繰越正味財産額</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </tbody> </table>		特活	その他	合計	経理区分振替額	×××	△×××	×××	当期正味財産増減額	×××	×××	×××	前期繰越正味財産額	×××	×××	×××	次期繰越正味財産額	×××	×××	×××
	特活	その他	合計																																						
経理区分振替額	×××	△×××	×××																																						
当期正味財産増減額	×××	×××	×××																																						
前期繰越正味財産額			×××																																						
次期繰越正味財産額			×××																																						
	特活	その他	合計																																						
経理区分振替額	×××	△×××	×××																																						
当期正味財産増減額	×××	×××	×××																																						
前期繰越正味財産額	×××	×××	×××																																						
次期繰越正味財産額	×××	×××	×××																																						

(※注) 下線がついている字句は改正された部分を示している。棒線で消された字句は改正で削除された部分を示している。特定非営利活動促進法人は、NPO法人と通称で記述している。上記表で「特活」とは「特定非営利活動に係る事業」を表し、「その他」とは「その他の事業」のことを表している。

### 3. 「実務担当者のためのガイドライン」への適用

NPO法人会計基準を実務に適用する場合の指針に当たる「実務担当者のためのガイドライン」については、上記の改正を適用することを含め、以下のように改正する。

#### (ア)リース取引

注解の改正に伴い、Q&Aを修正あるいは追加する。

#### (イ)重要な後発事象の注記

注記10の「その他NPO法人の資産、負債及び正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項」に含まれる。これを明らかにするため、Q&Aを追加する。

#### (ウ)その他の事業に係る資産の状況の注記

注記10の「その他NPO法人の資産、負債及び正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項」に含まれる。これを明らかにするため、Q&Aを追加する。尚、この注記は財産目録に明示する方法も合わせて記載する。

#### (エ)「財務諸表」と「計算書類」という表記

改正NPO法における「計算書類」は本基準における「財務諸表」である旨の読み替えの文書を出す。

#### (オ)その他事業を行っていない場合の注記

記載例3において、『定款にその他の事業の記載はあるが、今年度はその他の事業を実施していない場合には脚注に「今年度はその他の事業は実施していません」と記入してください』との吹き出しを追加する。

#### (カ)記載例4の「施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

表中の「役務提供益」を「金額」に改正する。

### 4. 適用時期

本会計基準の採用は基本的にNPO法人の任意である。ただし、採用する場合には、2012年4月1日（改正特定非営利活動促進法施行日）以降に所轄庁に事業報告書等を提出するNPO法人において採用していただきたい。